

令和6年度

償却資産の申告の手引き

償却資産申告書の提出期限は

令和6年1月31日（水）です。

※提出方法は「窓口（役場本庁、各サービスセンター）への持参」「郵送」「電子申告」のいずれかです。

※マイナンバーを記入した申告書を郵送される場合は、マイナンバーの重要性の観点から簡易書留での郵送をお勧めします。また、控えの返送を希望される方は、必ず返信用の切手と封筒を同封してください。

（控えについては、マイナンバーを記入していませんので、普通郵便で返送します。）

目次

償却資産とは……………	1 頁	課税標準の特例について……………	8 頁
償却資産の申告について……………	2 頁	償却資産耐用年数表(抜粋)……………	1 1 頁
償却資産の申告方法について……………	5 頁	償却資産申告書の記載例……………	1 3 頁
税額等の算出方法について……………	6 頁	種類別明細書の記載例……………	1 4 頁

<お問い合わせ>

南知多町役場 税務課 固定資産税係

TEL 0569-65-0711（内線 141・142）

<各種提出先>

〒470-3495（個別郵便番号：所在地記載不要）

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町役場 税務課 固定資産税係



※先端設備等導入計画の申請先は産業振興課になります。

<お問い合わせ>

南知多町役場 産業振興課 商工観光係 TEL 0569-65-0711（内線 242~244）

償却資産の申告はインターネットでも簡単にできます！（詳細は次頁）

はじめに

町税につきましては、日頃からご協力をいただきありがとうございます。

さて、償却資産（固定資産税）の申告の時期が近づいてきましたので、この「償却資産の申告の手引き」により、ご案内させていただきます。

償却資産を申告していただく方は、工場や商店などを営んでいたり、駐車場やアパートなどを貸し付けている場合など、事業を行っている方で、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在、南知多町に事業用資産を所有している方に申告していただくことになっています。

なお、申告書の提出期限は令和 6 年 1 月 3 1 日（水）までとなっていますので、期限までに提出いただきますようお願いいたします。

ご案内

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください



南知多町では、平成 23 年 1 月からインターネット（地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」）を利用した電子申告の受け付けを取扱っていますので、ご利用ください。

利用できる方

償却資産の申告が必要な方及び税理士並びに税理士法人等税理士業務を行う方で、電子署名用の電子証明書を保有されている方です。

利用方法

- (1) パソコンとインターネットへの接続が可能な環境が必要です。
- (2) 地方税共同機構が認めた電子証明書を取得します。（電子証明書の種類によっては IC カードリーダーが必要となる場合もあります。）
- (3) 上記「eLTAX」のホームページから利用届出を行います。
- (4) 電子メールで利用者 ID 等が記載された通知が届きます。
- (5) 専用ソフト「PCdesk」をダウンロードし、インストールを行います。（市販されている税務・会計ソフトウェアでも「eLTAX」を利用できるものがあります。
- (6) 申告データを作成し送信します。



のご利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

電話

0570-081459（ハイシンコク）

（上記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019）

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

償却資産とは

土地や家屋をお持ちの方には固定資産税が課税されますが、会社や個人で工場や商店などを経営されている方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権・漁業権・特許権などのような無形固定資産、自動車税・軽自動車税の課税対象となっている自動車などは課税の対象となりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている場合も含まれます。

償却資産の対象となるもの

- ① 構築物（駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、外構工事など）
- ② 機械及び装置（旋盤、工作機械、せんべい焼き器、動力配線設備、建物附属設備など）
- ③ 船舶（漁船、機関、釣船、ネットローラー、魚群探知機、レーダー、プロッタなど）
- ④ 航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダーなど）
- ⑤ 車両及び運搬具（大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフトなど ※ナンバープレートを取得していて、建設機械に該当するものは、標識の分類番号「0」「00～09」「000～099」及び建設機械以外のものは、標識の分類番号「9」「90～99」「900～999」となっています。）
- ⑥ 工具、器具、備品（金型、測定工具、机、パソコン、エアコン、陳列ケース、自動販売機、看板など）

業種ごとの主な償却資産の具体例

業 種	主 な 償 却 資 産
事 務 系	タイムレコーダー、事務机、事務椅子、応接セット、金庫、エアコン、コピー機、ロッカー、パソコン、ファクシミリなど
喫茶・飲食業	接客用家具・備品、自動販売機、看板、厨房用品、テレビ、放送設備、レジスター、カラオケ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンなど
小 売 業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、レジスター、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、看板、エアコンなど
製 造 業	金型、工作機械、せんべい焼き器、乾燥機、エアコン、パソコン、コピー機など
病院・医院	各種医療機器（レントゲン機器、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器、手術用機器、歯科診療ユニットなど）、各種事務機器、看板、待合室用いす、エアコンなど
漁 業	漁船、機関、釣船、魚群探知機、レーダー、ネットローラー、GPS、プロッタ、自動操舵、漁具、魚網など
農 業	ビニールハウス、暖房機、コンバイン、バインダー、田植機、トラクター等の大型特殊自動車、動力耕運機、動力運搬車、搾乳機、畜舎清掃機、飼料粉碎機など
理容・美容業	理容・美容椅子、理容・美容用洗面設備、消毒殺菌器、サインポールなど
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビなど）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備など
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・堀・緑化施設等の外壁工事、駐車場等の舗装、太陽光発電設備など

償却資産の申告について

申告していただく方は

毎年1月1日現在、南知多町に償却資産を所有している方です。
なお、所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。

申告をしていただく資産は

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに、増加及び減少した資産（申告漏れの過年度資産含む）。ただし、新たに事業を始められた方は、全資産を申告してください。

○償却資産の範囲

令和6年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、

- (1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（自動車を除く）

したがって、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (ア) 建設仮勘定で経理されている資産
- (イ) 決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
- (ウ) 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- (エ) 償却済み資産（減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- (オ) 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- (カ) 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼動していない資産）
- (キ) 借用資産（リース資産）であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産
リースの内容により申告が必要な方は、以下の表のとおりになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃貸契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物となるような場合	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

(注1) リース会計基準の変更に伴い、平成20年4月1日以後に契約を締結した「所有権移転外ファイナンス・リース取引」については、税務会計上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、これまでどおり所有者である貸し手側（リース会社等）が申告する必要がありますので、ご注意ください。

(注2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、所有者（リース会社）が該当資産を取得した際における取得価格が20万円未満である場合は、申告対象外となります。

(2) 耐用年数が1年以上で、かつ取得価額（1個又は1組当り）が10万円以上の資産
（詳しくは、下表を参照してください。）

項目	取得価額	国税の取り扱い	固定資産税（償却資産） の取り扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象	
法人の場合	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象	

※ 「中小企業者等の小額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産(合計額300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。

(3) 建物附属設備における家屋との区分表

電気設備などの建物附属設備における家屋との区分の主なものは、次表のとおりです。

区分	家屋に含めるもの	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	・電灯コンセント配線設備 ・蛍光灯・白熱灯用器具 ・電話・インターホン配線設備	・工場等の発電設備、受変電設備 ・家屋と分離している屋外照明設備 ・電話機、電話交換機など
給排水 衛生設備	・給水設備（受水槽を含む） ・排水設備 ・衛生設備	・屋外水道管、屋外配水管 ・配管のない瞬間湯沸器 ・独立した煙突、給水塔
ガス設備	・ガス設備（配管、バルブ、ガスカラン）	・メーターから外側の配管
空調設備	・空調設備 ・換気設備、換気扇、天井扇	・ルームエアコン(取り外しが可能なもの)
運搬設備	・エレベーター、ダムウェーター	・工場用ベルトコンベアー
特殊設備	・劇場用特殊機器、舞台 ・固定椅子	・取り外しの容易な簡易間仕切り ・夜間金庫
屋外設備	・鉄骨等の非常階段 ・ポーチ、テラス	

※ 賃借人等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（テナントなど）

賃借人等が取り付けた内装、造作、建築設備等の事業用の資産については、賃借人等が償却資産として申告することになります。（地方税法第343条第10項、南知多町税条例第52条第8項）

○国税との違い

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 (固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同率	○建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 【定率法を選択した場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(2分の1)	月割償却
圧縮記帳の制度(注1)	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額(償却可能限度額)	取得価額の100分の5(取替資産、鉱業用坑道を除く)	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する)	【平成19年3月31日以前取得】 合算評価(改良費と改良を加えられた減価償却資産の取得価額を合算して評価) 【平成19年4月1日以後取得】 原則区分評価(一部合算評価)
少額減価償却資産(使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満)	損金算入したものは課税対象とならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)	損金算入可能
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	損金算入したものは課税対象とならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)	3年間で損金算入可能
青色申告書を提出する中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	課税対象となる	損金算入可能

(注1) 圧縮記帳の制度は固定資産税(償却資産)では認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

償却資産の申告方法について

提出書類

(1) 必ず提出していただくもの

償却資産申告書と種類別明細書（増加資産、全資産用）

- 本町から送付したものをお使いください。
- 複写用の用紙となっておりますので、控えの申告書等が必要な方はお手数ですが同封の2部ともに記入し、1部を控えとして保管してください。

(注1) 種類別明細書に資産内容が印字されている場合

- ・ 前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。
- ・ 前年中に異動があった資産を加除修正し、送付しましたすべてのページを提出してください。
- ・ 資産に異動がない場合でも、申告書、種類別明細書の内容を確認していただき、申告書の右側の備考欄の「2 増減なし」を○で囲んで、送付しましたすべてのページを提出してください。

(注2) 種類別明細書に資産内容が印字されていない場合

- ・ 令和6年1月1日に所有しているすべての資産を記載して提出してください。

(注3) 償却資産をお持ちでない場合や、廃業、転出等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。

(2) 課税標準の特例に該当する資産がある場合に提出する書類（内航船舶は除く）

- 地方税法第349条の3及び本法附則第15条に該当する資産を新たに取得された方は、事実を証明する書類（写し）を提出してください。（なお、申告書の備考欄に添付資料の名称を記載してください。）

電算処理により申告をされる場合

電算処理による独自の様式で申告される方は、毎年度すべての資産を次の形式で申告してください。

償却資産申告書	本町の申告書を使用されない場合は、白紙のまま同封して提出していただくか、提出される申告書の欄外に「所有者コード」を記入のうえ提出してください。
電算処理による種類別明細書	<ol style="list-style-type: none">1 本町様式の種類別明細書にある記載事項の全てを記載してください。2 全ての資産について「評価額」を算定してください。3 評価額の最低限度は、取得価額の5%です。4 課税標準の特例がある場合は、その特例率、課税標準額を記載してください。5 種類ごとに区分し、それぞれの合計額を記載してください。6 資本的支出（改良費）については、新たな資産の取得とみなし、本体と区別して評価計算を行ってください。7 圧縮記帳、特別償却は認められません。8 資産の増減がある場合は増加資産と減少資産の一覧を添付してください。

提出期限

令和6年1月31日（水）です。（表紙参照）なお、提出期限後に申告書を提出された分について令和6年度の当初課税事務に間に合わない場合は、第2期（納期 毎年7月末日）以降で税額更正させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

提出先及び問い合わせ

表紙をご参照ください。

税額等の算出方法について

評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価格及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について、一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

固定資産評価基準に定められた評価額の計算方法

前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率} (1 - \text{減価率} / 2)$$

前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率} (1 - \text{減価率})$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

【計算例】取得価額 800,000 円、取得時期 令和 5 年 5 月、耐用年数 3 年の資産の場合

(注 1) 耐用年数 3 年、前年中取得のものの減価残存率は、0.732（下記の減価残存率表参照）

(注 2) 耐用年数 3 年、前年前取得のものの減価残存率は、0.464（ ” ” ）

$$\text{令和 6 年度評価額} = 800,000 \text{ 円} \times 0.732 = 585,600 \text{ 円}$$

$$\text{令和 7 年度評価額} = 585,600 \text{ 円} \times 0.464 = 271,718 \text{ 円}$$

$$\text{令和 8 年度評価額} = 271,718 \text{ 円} \times 0.464 = 126,077 \text{ 円}$$

$$\text{令和 9 年度評価額} = 126,077 \text{ 円} \times 0.464 = 58,499 \text{ 円}$$

$$\text{令和 10 年度評価額} = 58,499 \text{ 円} \times 0.464 = 27,143 \text{ 円} < 40,000 \text{ 円}$$

※令和 10 年度で取得価額の 5%（40,000 円）を下回りますので、以降は 40,000 円になります。

《減価残存率表》

（これは固定資産税の評価額の算出に係る残存率表です。）

区分	減価残存率		区分	減価残存率		区分	減価残存率	
耐用年数	前年中取得	前年前取得	耐用年数	前年中取得	前年前取得	耐用年数	前年中取得	前年前取得
2 年	0.658	0.316	10 年	0.897	0.794	18 年	0.940	0.880
3 年	0.732	0.464	11 年	0.905	0.811	19 年	0.943	0.886
4 年	0.781	0.562	12 年	0.912	0.825	20 年	0.945	0.891
5 年	0.815	0.631	13 年	0.919	0.838	21 年	0.948	0.896
6 年	0.840	0.681	14 年	0.924	0.848	22 年	0.950	0.901
7 年	0.860	0.720	15 年	0.929	0.858	23 年	0.952	0.905
8 年	0.875	0.750	16 年	0.933	0.866	24 年	0.954	0.908
9 年	0.887	0.774	17 年	0.936	0.873	25 年	0.956	0.912

課税標準額について

南知多町の区域内に所存する賦課期日現在の全資産の評価額の合計額をいいます。
ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、この合計額から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

免税点について

課税標準額が、150万円未満の場合は課税されません。
ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

税額の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \text{(100 円未満切捨)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \text{(1,000 円未満切捨)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \text{(100 分の 1.4)} \\ \hline \end{array}$$

< 計算例 >

資産の名称等	取得年月	取得価格	耐用年数	減価 残存率	評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和5年9月	2,700,000円	15年	前年中 取得 0.929	2,700,000円×0.929 =2,508,300円 (令和6年度評価額)	2,794,320円 (令和6年度評 価額)
ルームエアコン	令和4年9月	500,000円	6年	前年中 取得 0.840	500,000円×0.840 =420,000円 (令和5年度評価額)	
				前年前 取得 0.681	420,000円×0.681 =286,020円 (令和6年度評価額)	

評価額の合計 = 課税標準額(課税標準の特例を受ける資産がない場合)

↓

1,000円未満を切り捨て、税率(100分の1.4)をかけます。2,794,000円×0.014=39,116円

↓

100円未満を切り捨てます。39,116円→39,100円(税額)

納期について

納期は、1期(4月末)、2期(7月末)、3期(9月末)、4期(11月末)となっています。
また、過年度において申告すべきであった資産について、遡って課税となった場合の納期は、年度毎に1回となります。

※納付については、便利で安全な「口座振替」をご利用ください。

【耐用年数の改正について】

平成20年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正が行われ、耐用年数が大幅に変更されました。特に、機械及び装置につきましては390区分を55区分に見直す全面改正が行われました。(改正された耐用年数は町ホームページの固定資産税のページ[ページ番号1000837]に添付してありますので、参照してください。)

省令改正後の耐用年数は、平成21年度課税分より適用されます。評価額の計算は、資産の取得時に遡って、改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

なお、省令の改正による耐用年数の変更について、今回の申告から変更される場合は、該当の資産の種類別明細書の摘要欄に「省令改正」と記入して申告してください。

課税標準の特例について

下記に該当する資産を新たに所有される方は、種類別明細書の摘要欄に特例資産と記載し、該当資産の確認できる書類等を添付してください。

《太陽光発電設備に関する課税標準の特例について》

条文	旧法附則第 15 条第 33 項	旧法附則第 15 条第 32 項	法附則第 15 条第 25 項
対象資産	固定価格買取制度の認定を受けて取得された発電設備で、発電出力が 10kw 以上のもの。	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外）	
取得時期	平成 24 年 5 月 29 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
特例割合	3分の2	3分の2	①発電出力が 1,000 kw 未満→3分の2 ②発電出力が 1,000 kw 以上→4分の3
適用期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分		
提出書類 (写し)	<ul style="list-style-type: none"> 『再生可能エネルギー発電設備の認定通知書』（経済産業省発行） 電気事業者と締結している『売電契約書』 設置された場所及び設置された年月日がわかる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書』 設置された場所及び設置された年月日がわかる書類 	

《両島の区域内に償却資産を有する方》

離島振興対策実施地域の篠島、日間賀島地域の償却資産のうち、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等にかかる設備（新規取得価額の合計が 500 万円以上の機械、構築物等）を新たに取得する際、「産業振興機械等の取得等に係る確認」を受けることで固定資産税の軽減措置が適用される場合があります（のり類養殖業、のり採取業は対象外）。

「産業振興機械等の取得等に係る確認」の申請について、詳しくは産業振興課にお問い合わせください。

お問い合わせ

産業振興課へのお問い合わせは表紙をご参照ください。

《認定先端設備等に該当する資産に対する固定資産税の課税標準の特例について》

※令和5年3月31日までに取得した資産

「先端設備等導入計画」の認定を受けて取得した設備等について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分課税標準が0になります。（旧南知多町税条例附則第10条の2第27項）

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以下の法人、従業員が1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）。 ※令和2年の「導入促進基本計画」の変更により、対象が『町内に従業員を配置する工場や事務所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業』に限られることになりました。
対象設備	<p>平成30年6月6日から令和5年3月31日までの間に、町から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した以下の設備。</p> <p>生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備</p> <p>【資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置（160万円以上/10年以内） ・器具及び備品（30万円以上/6年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ・建物附属設備※（60万円以上/14年以内） ※償却資産として課税されているものに限りません。 ・構築物（120万円以上/14年以内） <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用家屋については、取得価格の合計額300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。 <p>※家屋として固定資産税が課されている資産については、償却資産の申告の対象外です。</p>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に係る認定申請書（写） ・先端設備等導入計画に係る認定書（写） ・工業会証明書（写）

【注意】 先端設備等導入計画の認定申請先は産業振興課です。

固定資産税(償却資産)の申告先とは異なりますのでご注意ください。

お問い合わせ

産業振興課へのお問い合わせは表紙をご参照ください。

《認定先端設備等に該当する資産に対する固定資産税の課税標準の特例について》

※令和5年4月1日以降に取得した資産

「先端設備等導入計画」の認定を受けて取得した設備等について、下記の要件を満たしたものは、課税標準の特例を受けることができます。(地方税法附則第15条第45項)

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以下の法人、従業員が1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社等を除く)。 ※令和2年の「導入促進基本計画」の変更により、対象が『町内に従業員を配置する工場や事務所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業』に限られることになりました。
対象設備	<p>令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、町から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した以下の設備。</p> <p>認定経営革新等支援機関の確認を受けた年平均の投資利益率が5%以上の投資計画に記載された以下の設備</p> <p>【資産の種類(最低取得価格)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置(160万円以上) ・器具及び備品(30万円以上) ・測定工具及び検査工具(30万円以上) ・建物付属設備※(60万円以上) <p>※償却資産として課税されているものに限りません。</p>
特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産に係る課税標準を最初の3年間2分の1に軽減 ただし賃上げ方針を従業員へ表明した場合は、以下の期間課税標準を3分の1に軽減 ・令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した設備：最初の5年間 ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した設備：最初の4年間
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に係る認定申請書(写) ・先端設備等導入計画に係る認定書(写) ・投資計画に関する確認書(写) ※賃上げ方針を表明している場合(課税標準を3分の1に軽減) ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写)

【注意】先端設備等導入計画の認定申請先は産業振興課です。

固定資産税(償却資産)の申告先とは異なりますのでご注意ください。

お問い合わせ

産業振興課へのお問い合わせは表紙をご参照ください。

償却資産耐用年数表(抜粋)

償却資産の耐用年数を抜粋しましたので、償却資産申告書を書くときの参考にしてください。

なお、この表に記載のないもので、分からないものがありましたら税務課までご連絡してください。

資産の種類	資産の名称等		耐用年数	
構 築 物	舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15	
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10	
	電気設備(照明設備を含む。)	受変電設備	15	
機械及び装置	農業用設備	コンバイン、動力耕運機、バインダー、田植機	7	
	水産物養殖設備	のり養殖	5	
	太陽光発電設備		17	
船 舶	鋼 船	漁 船	20トン以上 500トン未満	9
			20トン未満	8
		その他の船	20トン以上 2,000トン未満	14
			20トン未満	12
	強化プラスチック船			7
	木 船	漁 船		6
			その他の船	20トン以上
		その他の船	20トン未満	8
船 舶 附 属 機 械 及 び 装 置	機 関		船舶本体に同じ	
	船 舶 搭 載 機 器	魚群探知機、ネットローラー、レーダー、GPS、プロッタ、無線、自動操舵		
工 具	治具及び取付工具		3	
器 具 及 備 具 品	家 具 電 気 機 器 ガ ス 機 器 及 び 家 庭 用 品	事務机、事務椅子及びキャビネット	主として金属製のもの	15
			その他のもの	8
		応接セット、その他の家具(金属製以外)	接客業用のもの	5
			その他のもの	8
		陳列棚及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
			その他のもの	8
			テレビ、ステレオ、カラオケ、その他の音響機器	5
		冷房用又は暖房用機器及び電気冷蔵庫、ガス機器		6
		カーテン、座布団、寝具、丹前		3
		事 務 機 器 及 び 通 信 機 器	パソコン	
	コピー機、レジスター、その他の事務機器		5	
	電話設備		10	
	理容又は美容機器		5	
	漁 業 用 器 具	漁具、魚網		3
	自動販売機(自動両替機、自動理容具含む)		5	